

氏名	たにがわ ゆたか 谷川 穂
学位の種類	博士（文学）
学位記番号	文博第342号
学位授与の日付	平成18年1月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	文学研究科歴史文化学専攻
学位論文題目	明治前期における教育／教化／宗教 ——その関係史的研究——

論文調査委員 (主査) 教授 藤井 讓 治 教授 勝山 清 次 教授 永井 和

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、1872年の教部省の設立以後、徳育論争が終焉し教育勅語が制定される1890年頃までの、明治前半の日本における宗教と教育の関係を、仏教を中心にしてあとづけた研究である。

近代日本社会における学校教育の定着過程を考えるにあたって、宗教との関係は看過できない問題である。学校教育制度が開始された明治前期は、教育と宗教、あるいは教化とが未分化の時代であった。それらは「国民」形成の装置として重なり合い、多様な関係を取り結び、葛藤を生み、峻別され、また重なり合う。その繰り返しのなかで、人々は教育と宗教の異同に対する感覚を「醸成」してゆく。それは決して、先行研究が考えてきたように、近世の時点で完了してしまったわけでもなければ、教育勅語制定から内村鑑三「不敬」事件、「教育と宗教の衝突」論争、そして宗教教育禁止の文部省訓令第12号へと至る19世紀末の過程で突如として生じたことでもない。その点を理解するには、明治前期に立ち戻って、教育と宗教が重なり合う諸局面を検討することが必要不可欠と言える。その際、注目すべき局面は二つある。一つは、明治初年に教部省が企図した、神官・僧侶を総動員しての壮大な民衆教化政策。もう一つは、明治10年代から20年代にかけての仏教の動向である。本論文では、その両局面を以下のように二部に分けて考察する。

第一部「教導職と教育—明治初年—」第一章「教部省教化政策の転回と挫折—「教育と宗教の分離」を中心として—」、「学制」発布と同じ1872年（明治5）、教部省は民衆教化政策に乗り出す。全国の神官・僧侶を教導職に任命し、神道を主軸とした基本綱領・三条教則（敬神愛国・天理人道・皇上奉戴朝旨遵守）に基づいた説教をさせることで、天皇制国家における「あるべき」人倫道徳と天皇崇拜を鼓吹しようとしたのである。それは東京府参事三島通庸の教部入省によって本格的に推進されるが、その過程で学校教育のカリキュラムへも組み込まれることになった。三島にとって学校と説教所は区別すべきものとは考えられていなかったのである。そこに重要な転回をもたらしたのが、岩倉使節団での教育事情調査から帰国した文部省の田中不二麿、および木戸孝允である。田中らは欧米での見聞から「教育と宗教の分離」理念を学びとり、教導職の教化活動をキリスト教同様「宗教」と見なして、教導職の教員兼務禁止や「学制」からの排除を決定する。これによって学校教育への教化活動組み込みは挫折し、教化路線も法令や「開化」的知識を平易に解説するものへと変容してゆく。だがそれは、さらに真宗僧・島地黙雷の激しい批判にさらされる。1875年、結局大教院体制は実質3年で瓦解するに至った。その批判の過程で、島地は僧侶が初等教育を担当すべきだという自説を放棄し、「分離」理念を受容することになる。三島、田中、島地らの姿に即せば、この時期に近代日本における「教育と宗教の分離」という枠組の出発点があったと言える。そして学校教育をめぐって、宗教勢力がほとんど介在してこないという近代日本の特質が形成される、一つの大きな契機であったと位置づけることも可能であろう。

第二章「明治六年松本小教院事件—教部省教化政策の地方的展開、あるいは「教化」と「教育」のはざま—」、しかしこうした認識は、中央で政策決定に関与する者たちのものにすぎない。各地の教化活動の現場においては、また別のかたちで問題が浮上していた。本章ではその一つの舞台として筑摩県をとりあげた。1873年（明治6）5月、教化活動の総本山たる

東京の大教院から、教導職黒川益清らが同県へ派遣された。黒川らは同県内で巡回説教や教化体制形成に取り組み、松本小教院を設立する。だが県庁と摩擦を起こして、結局同年9月、教導職を更迭されるに至ったのである。この事件は、表向きには教区変更をめぐる認識の相違と強引な教化活動費調達が、県庁の不興を買ったために発生したものであった。だがその些細な事件の裏には、黒川らによる県政批判、とりわけ学校設置推進への不満表明に、県庁が強く反発したという真の事情があった。学校の設置・維持費用に苦しむ地域住民が、県下寺社の資金のみで運営される松本小教院の存在を知ることによって学校行政へ不満を持つようになり、ひいては寺子屋への回帰をも望むようになるのではないかと、この危惧であった。県庁は、教化活動が学校教育に対立しうる存在と認識した。他方で筑摩県の民衆は、両者を全く別次元のものとは考えていなかったのである。

第三章「筑摩県における〈教〉の位相 ―県の教化政策と在地の教導職―」、県下の神官・僧侶、そして県庁において、教化活動に寄せる思惑は三者三様であった。たとえば僧侶・安達達淳の場合、活動の主眼を廃仏毀釈で弱体化した仏教の復興、具体的には仏葬の回復に置いており、説教はそれに付随するものでしかなかった。三条教則やそれに基づく説教法を学習するとしても、それは教導職試験に合格して住職身分を保障することを目的としたものであった。また神官・岩本尚賢は、地域住民の信仰を得て給与を得るための一手段として教化活動を捉えていた。そして県庁は、説教と法令・布告の解説とをセットで実施するという新しい教化方法を採用し、教導職に説教実施を促す。その一方で、1874年に県下を巡回した県権令永山盛輝は、学校教育推進を称賛しつつ寺院を時代遅れとして非難するという、表裏一体のパフォーマンスを行ってゆく。ここにおいて、県庁にとっての「教化」とは県政を賛助する「セット」説教を県民に施すことにほかならず、説教に従事しない僧侶は学校教育との対比のもとで愚昧視された。しかも学校と説教所の場所をはっきり峻別し、後者に前者の補助的役割を担わせることによって、「教育」の地位を高め、喧伝することになった。かくして教部省による民衆教化政策は、そこに関わる人々に対して「教化」とは、また「教育」とは何なのかを知らずしらず考えさせる契機となった。そして各地で生じたであろう松本小教院事件のような摩擦は、いまだ不安定であった学校教育の社会的位置を、確固たるものにしてゆく。すなわち、明治初期の教化活動との葛藤を通して、近代日本の学校教育は既存の「宗教」を〈踏み台〉とすることでその振興がはかられ、「国民」形成の最も重要な装置として定着していったと考えられるのである。

第二部「仏教と教育―明治10～20年代―」第四章「僧侶の教員兼務―その実相と言説―」、この構図はいかに浸透してゆくのか。以後教育と宗教の関係は具体的にどう推移するのか。それらを念頭に置きつつ、両者が現場で取り結んでいた多様な関係、とりわけ仏教との関係を問うことが次の課題となる。まず対象となるのが、僧侶の教員兼務という事態である。教導職の教員兼務は1873年8月に法令上禁止されていたが、全国的な教員不足もあって事実上黙認されており、1879年にはなしくずし的に解禁に至る。つまり、人的な側面では決して「教育と宗教の分離」はなされていなかったのである。仏教雑誌『明教新誌』によれば、この解禁は一部の僧侶からは布教の場の拡大、仏教復興の絶好の機会として注目され、好意的に受け止められていたことがわかる。しかしそれは少数意見でしかなく、仏教界の上層では全く顧みられなかった。明治10年代前半における彼らの教育的関心は専ら僧侶養成にあり、一般の学校教育は排仏的な存在として忌避さえされていた。

第五章「明治前期における僧侶養成学校と俗人教育―真宗本願寺派を中心に―」、実際、大教院体制の崩壊後、各宗教団においては僧侶養成学校の制度的整備が推進されてゆく。真宗本願寺派でも、京都に大教院、各地方に30校以上にのぼる小教院を設ける。後者においては宗乗に加え、一般学校で行われている普通学（算術・習字・歴史など）も盛り込んだカリキュラムが作成された。それゆえ文部省も、教院を小学校の代替物として容認する方向で扱っている。しかし1880年の復古的改革によって、小教院での教育内容は宗乗偏重へと一変した。大教院でのエリート僧侶養成に直結させるべく行われた制度改革であったが、それへ反発する形で、教院内外での俗人教育要求が有志僧侶・信徒から各地で噴出するようになる。そうした情勢の下、1884年の本山集会において、僧俗問わず教育を行うことを標榜した「普通教院」の設置が決定される。だがこれも、俗人教育要求に応えたものではなく、あくまで俗人をエリート僧侶候補生として囲い込むための学校でしかなかった。俗人教育によって信者を確保し教院を拡大するといった活動に、教院は依然として関心を示さなかったのである。それが試みられるのは、教院の〈外〉においてであった。1885年の顕道学校設置や仏教修身教科書の制作構想などの事例が挙げられるが、それらも教院の動向に左右され、頓挫を余儀なくされる。

第六章「仏教の俗人教育活動と「慈善」」、しかしその後、僧侶による俗人教育参入の動きは俄然高揚してゆく。1887年前

後、仏教雑誌のみならず一般紙や教育雑誌においても、僧侶の教員兼務を含めた俗人教育への参入が論じられるようになった。明治10年代前半には乏しかった議論が、各地の俗人教育要求を背景に盛んになっていったと言えるだろう。そこでは、教員は生徒の前では仏教を蔑視せず、せめて形だけでも尊崇するふりをせよ（「石蓮子」という主張や、非住職僧侶は還俗した上で教員として仏教的徳育を行うべきだ（戸城伝七郎）といった、一歩踏み込んだ興味深い意見が交わされた。これが理念に偏する傾向のあった徳育論争（1887年末以降）とともに、当時の言説空間を構成していたのである。そのなかで、各宗共立の私立高等普通学校設置、真宗大谷派の尋常中学校経営、そして最大の活動であった小学簡易科設置が、次々と実現してゆく。もっともこの簡易科設置は、きわめて性急に進められていった。僧侶が俗人教育を行うとは具体的に何を指すのか、すなわち学校設置、僧侶の教員化、仏教的儀式の導入、教理の直接的教授といった諸次元をどう考えるのか、といった議論は不十分なまま、「慈善」という言葉によって棚上げされることになったのである。貧児を対象とする簡易科設置は、仏教本来の慈悲に基づくものとする理念、就学率向上・社会秩序維持に必要という認識、そして仏教の社会的意義をアピールしたいという思惑とを、「慈善」の名の下に包み込んで実行された。ゆえに、それらを充足する他の「慈善」事業が登場すれば、そちらへと容易に転換する危険性をも抱えていた。実際、1890年の小学校令改正によって簡易科制度が廃止され、濃尾震災（1891年）後の被災者救恤・追悼法要に力を注いだ仏教界は、すっかり俗人教育自体への関心を失っていったのである。この退潮は、教育勅語の制定から「教育と宗教の衝突」第一次論争に至る時期と、見事に符合する。明治20年前後は、宗教教育とは何か、あるいは教育の場での仏教の役割は何か、といった問題を具体的に考える契機にあふれていた。だが仏教界はその時代を、「慈善」のかけ声のもとで慌ただしく過ごす。その結果、「教育と宗教の衝突」第一次論争を自らにも突きつけられた問題と感得しえないまま、キリスト教を非難する側に回っていった。言い換えれば、近代日本の学校教育における「非宗教」性の形成に、この時期の仏教界は大きな役割を担うことになったのである。

論文審査の結果の要旨

本論文は、1872年の教部省の設立以後、徳育論争が終焉し教育勅語が制定される1890年頃までの、明治前半の日本における宗教と教育の関係を、仏教を中心にあとづけた研究である。

近代における国民国家形成の過程において公教育の成立がはたした役割の重要性はあらためて指摘するまでもない。また、公教育の成立が宗教と教育の分離を伴うものであることも、欧米諸国の歴史的事例からして当然の現象と理解されてきた。近代日本における公教育の成立に関する研究史もその例外ではなく、欧米における教育の世俗化を範型としつつ、その上で日本の特殊性を解明する議論が、従来は一般的であった。

このような通説的理解では、日本においてはすでに江戸時代に、藩校、私塾、寺子屋の普及にともなう教育の世俗化が先行的に進んでおり、そのため近代になってからの公教育と既存宗教の分離過程も、比較的葛藤の少ないものであったと理解され、公教育と宗教の分離をめぐる葛藤の研究は、もっぱら近代になって登場したキリスト教系勢力と、国家神道の非宗教化による「日本型政教分離」に対応するかたちで成立した教育勅語・修身体制との間のそれに集中する結果となった。

本論文は、仏教に注目することで、研究史上の通説の見解に対して、修正を迫ろうとした意欲作である。まず、最近の近世教育史研究の成果に依拠しつつ、仏教および僧侶は近世の教育とくに庶民向けの初等教育の主たる担い手であったのであり、そのことを軽視すべきではないとするところから議論を出発させる。

こうした理解の上に立てば、当然、日本でも近代に入って教育と宗教との分離がみられたことになるが、その過程を仏教の側に視点をおいて分析した点に、まず本論文の高く評価されるべき独自性と新しさが認められる。さらに、中央の政策的措置とそれに対する仏教界の反応を追う通常的手法にとどまらず、教育・宗教の現場で実際に生じてきた諸問題に焦点をあてて分析する方法を意図的に採用している点に、本論文の第二の独自性がある。

このように、日本においても公教育の成立過程において仏教と国家との間に、予想外の葛藤のみられたことを明らかにするとどまらず、その葛藤がなぜ中途半端に終わり、仏教勢力が主体的にその葛藤を葛藤として強く自覚しないままに、教育勅語・修身体制に回収されていったのかという疑問に対して、同時期の仏教勢力の教育に対するとりくみの姿勢とその変遷、およびその限界を解明することで答えを出そうとしたところに、本論文のもう一つの特徴がみられる。

本論文の第一部では、国家神道の成立過程と近代的公教育体系の成立過程とが、相互に密接に関連しつつ並行的に進んだ

明治初期において、神道国教化をめぐる国家権力と仏教との間の緊張関係を背景に、神道国教化をめざす観点から公教育を民衆教化の一環としてとらえる国学系神道勢力と、キリスト教勢力の排除を主たる動機としつつも、欧米式の近代的政教分離主義の導入につとめた文部官僚と、さらに神道国教化勢力に対抗しつつ教線の保持・拡大のために教育に関心をむけざるをえない仏教勢力との三者間の、対立と相互依存の複雑な関係を、中央と地域の双方にわたって、微細に分析している。ここでは、開明派文部官僚によって、その半年前に教化政策展開のために文部省から出された社寺による小中学校の経営と神官僧侶の学校教育従事を認めた学制の補足・追加規則が全面削除され、さらに教部省の教化政策を末端で担当する教導職の学校教員兼任禁止が決定されたこと、これに対して仏教勢力は、最初は神道国教化派とも同一歩調をとっていたが、のちに開明派文部官僚の推進する「教育と宗教の分離」に同調し、公教育および俗人教育から手を引く方向に向かったことを明らかにしている。

第二部は、神官僧侶の学校教育への従事を禁じた1873年9月の教導職兼任禁止措置が1879年11月に解除されて以降の仏教と学校教育との関係を分析し、明治10年代前半の時期については、教員の安上がりな確保という教育行政上の理由から、教員の教導職兼任禁止にもかかわらず、僧侶の教員兼務者が現実にはかなり多かったこと、他方、仏教界全体としては学校教育への懐疑論が濃厚であり、それがために俗人教育ではなくて僧侶養成教育に力が注がれていたこと、明治10年代後半になると、この状況は大きく変化し、教育界においては徳育重視の観点からする仏教への期待論や僧侶教員論が登場するようになり、それに呼応するかのように、仏教界そのものも積極的に俗人教育に関心を寄せるようになったことなどが明らかにされている。

そして、教部省の廃止と宗教行政の内務省への移管とともに、日本型政教分離の体制が確立するが、そのもとで仏教界でも宗門の組織力の復活がみられるようになること、それに並行して仏教界の学校教育への視線も、宗門が推進する中等教育重視路線に収斂していき、徴兵猶予ないし一年志願兵制の特権を獲得するための文部大臣の認可と引き替えに、仏教界が文部省の教育勅語・修身体制を受け容れていく素地がかたちづくられていったことが、論者の結論として示される。

以上のように、本研究は、この期の教育と宗教との関係を仏教の側から位置づけることで、豊かな成果をあげている。しかし、明治以前の状況の把握についてはなお深めるべき点があり、また論証についてはやや結論を急ぎすぎる感がないとはいえない。こうした点は、論者のさらなる精進によって補われるであろうことを期待したい。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2005年10月27日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。